

令和2年2月6日
住宅局建築指導課
住宅生産課
市街地建築課

令和2年度 建築基準整備促進事業の事業者の募集開始

令和2年度 建築基準整備促進事業^{*}について、本日より、事業者の募集を開始します。
公募事業に関する説明会を2月13日（木）に開催します。

※本事業は、国が建築基準の整備を促進する上で必要となる課題を提示し、当該課題について基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成を行う民間事業者等を公募し、最も適切な事業内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、国が支援するものです。

1. 調査事項

今回、新規に公募を行う事業は、次の9事業です。

番号	事業名
S33	木造大臣認定耐力壁（真壁）の適用範囲の合理化に関する検討
F18	中規模木造建築の区画貫通部の仕様及び燃えしろ設計法の合理化に係る検討
F19	内装制限及び排煙設備の設置基準の合理化に係る検討
M6	中高層木造建築物の外皮の耐久性能に関する検討
M7	長期優良住宅の認定に係る耐震性の評価の合理化に関する検討
M8	仕上塗材の性能評価に基づくRC造劣化対策の評価方法基準等の合理化に関する検討
C1	マンションの老朽化認定に係る使用安全性評価基準に関する検討
E14	非住宅建築物の開口部に係る先進的な技術と空調・照明設備との一体的な省エネ性能の評価手法の検討
E15	住宅における日射熱の遮蔽・利用に関する地域性を活かした技術の評価手法の検討

2. 応募方法

公募期間：令和2年2月6日（木）～3月6日（金）（必着）

応募方法：国土交通省ホームページ掲載の「令和2年度建築基準整備促進事業募集要領」を参照下さい。http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000016.html

応募要件：応募者は、民間事業者、大学その他の本事業を実施する能力を有する者として

説明会：公募事業に関する説明会を2月13日（木）10：30から国土交通省第2会議室において開催します。詳細は別紙をご参照ください。

※本事業は、令和2年度予算によるものであり、令和2年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集を行うものです。したがって、令和2年度予算の国会における成立が事業実施の条件となるため、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業者の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 高木・矢吹

TEL 03-5253-8111（内線39-538） FAX 03-5253-1630

Mail : hqt-kiseisoku@gxb.mlit.go.jp